一般社団法人 投資信託協会 会 長 殿

(商号又は名称) 新生インベストメント・マネジメント株式会社 (代表者) 代表取締役社長 平井 治子

業務改善命令に係る報告書

当社は、2022年1月28日付金監督第193号をもって金融庁より、金融商品取引法第51条の規定に基づき業務改善命令を受けたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第25号の規定に基づき報告いたします。

記

業務改善命令	金融庁
を発出した行	
政庁の名称	
業務改善命令	
の概要	1 / 広り度りに除る柱呂安労の明確に、広り順り体制及び内部自住体制の構
	築、上記の実現化に向けた業務運営方法の見直しを行うこと。
	2)特に過去の行政処分に関し、発生原因の究明を持ってガバナンスの強化
	に向け、資産運用業の特性を踏まえた経営体制の構築、実効性ある具体的な
	再発防止策を策定し、実施すること。
	3)経営陣を含めた責任の所在を明確化すること。
	4) 今回の行政処分に関し、万全を期した投資者保護のたに適切な顧客説明、
	顧客への適切な対応を講じること。
	5)上記1)から4)について、2022年2月28日までに書面で報告すること。
改善される業	投資運用業
務の概要	

改善の終了予 定期限	2022年2月28日までに改善策を策定、金融庁に報告予定。改善の終了予定
	は改善策の内容次第となります。
影響を受ける	該当なし
公募のファン	
ド等の名称	
ファンド等の	=
管理、運用又は	該当なし
処分に与える	
影響の概要	